

ヒューマンテック通信

今月のテーマ

新型コロナウイルス感染症に関連する通達

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の拡大が経済活動へ及ぼす影響を鑑み、厚生労働省は3月17日、各都道府県労働局長に対し以下の内容の通達*1を发出了しました。

項目	内容
中小企業等への配慮	感染拡大が中小企業等に与える影響について十分に配慮し、労働基準関係法令に係る違反が認められた場合でも自主的な改善を促す等
労基法33条の解釈の明確化	一定の施設で感染症の対策を行う場合や、マスク・消毒液・医療機器等を増産または製造する場合は「災害等による臨時の必要がある場合」に該当する
変形労働時間制の運用柔軟化	1年単位の変形労働時間制の労使協定について、当初の予定通りの実施が不適当と認められる場合、 特例的に労使での合意解約や再協定を可能とする
特別条項の考え方の明確化	繁忙の理由が 感染症によるものである場合 、36協定の 特別条項に明記されていなくても 、「 臨時的な特別な事情がある場合 」の理由として認められること

また3月26日には、育児・介護休業法に基づく1歳半までおよび2歳までの育児休業の延長の要件や、再度の育児休業が認められる特別な事情についての暫定的な措置として、**所定の期日時点で、感染症の拡大防止の観点から保育所等が臨時休園となっているときまたは市町村や保育所等から登園を控えるよう要請されているときを**対象とすることが通達*2により示されました。

これにより、4月からの入園が決まっても、休園や登園自粛の要請等により登園できないときには、育児休業の延長が可能となる場合があります。

*1 「新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610189.pdf>

*2 「新型コロナウイルス感染症に関する対応に伴う「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」の一部改正について」

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200330M0060.pdf>

改正労基法・改正雇保法等、成立へ

本紙1月号・3月号で取り上げた「労働基準法の一部を改正する法律」および「雇用保険法等の一部を改正する法律」が、ともに第201回通常国会で成立し、3月31日に公布されました。

改正労働基準法は、民法の改正に伴い賃金請求権の時効を5年（**当面の間は3年**）に伸長するもので、**2020年4月1日に施行**されました。また、「雇用保険法等の一部を改正する法律」は、高年齢者雇用安定法・雇用保険法・労働施策総合推進法など複数の法改正を含んでおり、**65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置の努力義務化**（高年齢者雇用安定法、2021年4月施行）、**65歳以上で二以上の就業先の所定労働時間が合計20時間以上の者に対する雇用保険の適用**（雇用保険法、2022年1月施行）、**大企業に対し中途採用比率公表の義務化**（労働施策総合推進法、2021年4月施行）などが主な内容となります。

なお、改正労働基準法については、厚生労働省よりQ&A等が公開されており、具体的な取扱いを確認することができます。

●改正労働基準法等に関するQ & A

<https://www.mhlw.go.jp/content/000617980.pdf>

現物給与の価額が改正されました

「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」の一部を改正する告示が公布され、**2020年4月1日**より、「食事で支払われる報酬等」に係る現物給与の価額が改正されました。

厚生年金保険および健康保険の被保険者が、勤務する事業所より**労働の対償として現物支給**される場合、保険料額算定の基礎となる標準報酬月額を求めるとは、その**現物を通貨に換算し報酬に合算**することとされています。「現物」が**食事や住宅**である場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）に**定められた額に基づいて通貨に換算**します。また、**自社製品**等その他のもので支給される場合は、**原則として時価に換算**します。

なお、支店等に勤務する被保険者の現物給与は、**支店等が所在する都道府県の価額を適用**します。

【全国現物給与価額一覧表（2020年4月～）】

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20150511.files/2020.pdf>

新型コロナウイルス感染症に関する助成金の最新状況（2020.4.6時点）

本紙3月号号外で、小学校休業等対応助成金および雇用調整助成金の内容についてお伝えしましたが、その後の感染拡大の状況を踏まえ、これらの助成金について対象期間の延長や内容の拡充が決定されています。

○小学校休業等対応助成金・支援金

小学校休業等対応助成金・支援金は、当初の対象期間を延長し、**2020年2月27日から同年6月30日の間に取得した休暇が対象**とされることになりました。

（資料）<https://www.mhlw.go.jp/content/11911000/000616032.pdf>

○雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症のため既に特例措置が実施されていますが、**4月1日以降は、生産指標要件を「前年比1か月5%以上低下」とし、助成率を最大90%**とするなど、更なる特例措置が追加されます。詳細は決定し次第、厚生労働省のホームページで公表される見込みです。

（4/1以降の特例措置）<https://www.mhlw.go.jp/content/000615395.pdf>
（厚労省HP）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07.html

2020年度の雇用保険料率

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の雇用保険料率は2019年度から据置きとなりました。これにより、労働者負担・事業主負担ともに保険料率の変更はありません。

<2020年度雇用保険料率>

	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児給付の 保険料率のみ)		② 事業主負担 失業等給付・ 育児給付の 保険料率		①+② 雇用保険料率
	労働者負担	事業主負担	失業等給付・ 育児給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・清酒 製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000